

改正

令和3年4月1日告示第123号

長浜市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童及び家庭の福祉の向上を図るため、保護者が疾病等の理由により、家庭における養育を行うことが一時的に困難となった児童等の子育て短期支援事業(以下「事業」という。)の実施について、児童福祉法第34条の9に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類及び内容)

第2条 事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者が、家庭において児童を養育することが一時的に困難となる場合に、対象となる児童を次条の実施施設において養育し、又は保護する事業

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に、対象となる児童を次条の実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業

2 市長は、前項の事業を次条の実施施設に委託して行うものとする。

(事業の実施施設)

第3条 事業は、児童福祉法施行規則第1条の4及び子育て短期支援事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第14号)の別紙子育て短期支援事業実施要綱の4に定める児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等のうち、児童に必要な養育を適切に行うことができる施設として市長があらかじめ指定した施設(以下「実施施設」という。)及び里親において実施する。

(対象者の要件)

第4条 この事業の対象者は、次に掲げる要件を備えた保護者とする。

(1) 本市に住所を有していること。

(2) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業については、18歳未満の児童を養育しており、保護者に次のいずれかの事由が生じていること。

ア 疾病

イ 育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加

(3) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業については、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭で、概ね10歳以下の児童を養育していること。

(事業の利用期間及び利用時間)

第5条 事業の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の利用期間は、7日間以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の利用時間は、平日夜間の利用にあつては午後6時から午後10時までの間とし、休日の利用にあつては午前9時から午後5時までの間とする。

(利用の申込み)

第6条 事業の対象となる保護者が、子育て短期支援事業を利用しようとするときは、長浜市子育て短期支援事業利用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用の承諾の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、実施施設における受入れの可否を確認のうえ、速やかに利用の可否を決定し、長浜市子育て短期支援事業利用承諾(不承諾)通知書(様式第2号。以下「承諾等通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、事業の利用の承諾を決定したときは、長浜市子育て短期支援事業委託通知書(様式第3

号)により、実施施設へ通知するものとする。

(利用期間の延長)

第8条 前条の規定による事業の利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、第5条第1号の規定による利用期間の延長が必要になったときは、長浜市子育て短期支援事業利用期間延長申込書(様式第4号)により、速やかに市長に申し込まなければならない。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、児童の健康管理に責任を負うものとし、事業の利用時においては、児童の健康状態を実施施設に伝えるものとする。

(利用の制限)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を制限することができるものとする。

(1) 児童が伝染病等の疾患を有するとき。

(2) 児童が入院治療の必要な疾病を発症するなど、実施施設での監護が不適切な状況となったとき。

(3) 受入れが可能な実施施設がなくなったとき。

(利用契約の解除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、長浜市子育て短期支援事業利用契約解除通知書(様式第5号)により、その利用契約を解除することができる。

(1) 利用者が第4条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者又はその児童が、実施施設の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事由により実施施設を利用できないとき。

(児童の送迎)

第12条 児童の送迎は、利用者の責任及び負担において行うものとする。

(保険等の加入)

第13条 市長は、実施施設を対象に、損害賠償保険及び傷害保険に加入するものとする。

(費用)

第14条 市長は、実施施設が長浜市子育て短期支援事業委託費請求書(様式第6号)を提出したときは、別表に定める基準により、事業に要した経費のうち子育て短期支援事業に要する経費を支弁するものとする。

2 利用者は、市の発行する納入通知書により、別表に定める保護者負担額を納付しなければならない。

(書類の整備)

第15条 実施施設は、対象児童の利用状況を明らかにできる書類を整備するものとする。

(実績報告)

第16条 実施施設は、第7条第2項の規定による通知に基づく事業の実施結果について、毎月の事業実績を長浜市子育て短期支援事業実施報告書(様式第7号)により市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第17条 実施施設は、市長から事業に関して提供された保護者及び子どもの個人情報並びに知り得た秘密を漏らしてはならない。実施施設の職員、里親、養育者等を退いた後も同様とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第123号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

事業に要する経費及び保護者負担額（児童1人当たり日額）

（単位：円）

区分			委託に要する経費	保護者負担額
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	生活保護世帯	2歳未満児	10,700	0
		2歳以上児	5,500	0
	市町村民税非課税世帯	2歳未満児	10,700	1,100
		2歳以上児	5,500	1,100
	その他の世帯	2歳未満児	10,700	5,350
		2歳以上児	5,500	2,750
夜間養護等（トワイライトステイ）事業	生活保護世帯	夜間養護事業	1,500	0
		休日預かり事業	2,700	0
	市町村民税非課税世帯	夜間養護事業	1,500	300
		休日預かり事業	2,700	350
	その他の世帯	夜間養護事業	1,500	750
		休日預かり事業	2,700	1,350

備考 生活保護世帯には、母子・父子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。